

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和元年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

（歳入）	
地方消費税交付金（社会保障財源化分）	255,699 千円
（歳出）	
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	255,699 千円

### 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	障害者総合支援費	1,053,883	753,486			49,215	251,182
	乳幼児・児童医療費	104,581	19,114		8,607	12,592	64,268
	保育所運営費	339,171	745		46,825	47,773	243,828
	計	1,497,635	773,345		121,813	109,580	559,278
社会保険	国民健康保険会計繰出金	369,253	166,130		712	33,161	169,250
	介護保険会計繰出金	615,701	33,281			95,419	487,001
	計	984,954	199,411		712	128,580	656,251
保健衛生	予防費	84,873	1,704			13,626	69,543
	妊婦・乳児健康診査	24,185	301			3,913	19,971
	計	109,058	2,005			17,539	89,514
合計		2,591,647	974,761		122,525	255,699	1,305,043